

新型コロナウイルスに関するお知らせ

感染を収束させるためには、市民の皆さん一人ひとりが、引き続き「3つの密」を徹底的に避け、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染症対策を心掛ける必要があります。



感染症対策へのご協力をお願いします

引き続き「手洗い」や「咳エチケット」を心掛け、不要不急の外出はお控えください。

■感染しないために 正しい手洗い

流水でよく手をぬらした後、石けんをつけてよくこすります。

手の甲、指先・爪の間、指の間、親指と手のひら、手首をしっかり洗いましょう。



■他の人にうつさないために 咳エチケット

咳・くしゃみが出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。

次のような咳エチケットを心掛けましょう。

- マスクを着用する
- ティッシュ・ハンカチで鼻と口を覆う
- とっさのときは手で押さえず、袖や上着の内側で覆う
- 周囲の人からなるべく離れる



■感染拡大を防ぐために 3つの密を避ける

- ①換気の悪い **密閉空間**
- ②多数が集まる **密集場所**
- ③間近で会話や発声をする **密接場面**

屋外でも、密集・密接には十分に注意し、「ゼロ密」を目指しましょう。

他の人と
十分な距離をとる

窓やドアを開けて
こまめに換気をする

屋外でも密集
するような
運動は避ける

飲食店でも
距離をとる

会話をするときは
マスクをつける

電車や
エレベーターでは
会話を慎む



健康面で不安な方は一人で悩まずご相談ください

一般的な
問合せ

各区保健センター 電話番号・ファクス番号は区版の5ページに記載しています。
厚生労働省の電話相談窓口 ☎0120・565653(9時～21時)、FAX 03・3595・2756

感染が
疑われる場合

帰国者・接触者相談センター
8時30分～17時15分 保健所 疾病予防対策課 ☎840・2220、FAX 840・2230
それ以外の時間 県民サポートセンター ☎0570・783・770、FAX 830・4808

不安・ストレス
を感じる場合

こころの健康センター ☎762・8548(土・日曜日、祝・休日を除く、9時～17時)、FAX 711・8907

市報さいたま 6月号に掲載しているイベント情報などは、新型コロナウイルスの影響により、変更となる場合があります。詳しくは、市ホームページ又は各問合せへ。

1人につき10万円の特別定額給付金を給付します

基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている方を対象に、その方が属する世帯の世帯主へ、1人につき10万円を給付します。市報さいたま6月号と一緒にお配りするチラシも併せてご覧ください。

申請方法	郵送申請 5月下旬から順次、申請書類をお送りしています。
	オンライン申請 ※マイナンバーカードが必要です。 「マイナポータル(https://myna.go.jp/)」にアクセスし、必要事項を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請をしてください。 ※詳しくは、マイナポータルをご覧ください。
問合せ	さいたま市特別定額給付金相談ダイヤル ☎829・1649(9時～18時30分)、FAX829・1944
	特別定額給付金コールセンター(総務省) ☎0120・260020(9時～20時)



特別定額給付金を装った詐欺・不審電話にご注意ください

少しでもおかしいと感じたら、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(☎#9110)などに早めにご相談ください。

市や総務省などが次のことは絶対に行いません

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 手数料の振り込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

問合せ | 市民生活安全課 ☎829・1219、FAX829・1969

マスクの送り付け商法などの悪質商法にご注意ください

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法が発生しています。不安に感じたときや困ったときは、市内各消費生活センター又は消費者ホットライン(☎188)などに早めにご相談ください。

※消費生活センターの相談専用電話については、28ページをご覧ください。

問合せ | 消費生活総合センター ☎643・2239、FAX643・2247



安心した生活を送れるよう全力を尽くします

市民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、これまで外出自粛など、さまざまなご協力をいただきありがとうございます。また、本市のために、マスク等の寄贈や寄附をしていただきました企業、団体、個人の皆様などに改めて深く感謝申し上げます。

本市といたしましても、地元医師会と連携したPCR検査・相談体制の強化、関係機関へのマスク配布や市内中小企業向けの独自支援、市税等の納税猶予など、できる限りの対応を行っております。

ます。

今後も、更なる対策に取り組み、少しでも早く皆様が安心した生活を送れるよう全力を尽くしてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

皆様一緒に頑張っていきましょう！

さいたま市長 清水勇人



5月15日時点の情報をもとに作成しています。

個人向け 経済的な問題で生活にお困りの方

給付 住居確保給付金

離職等により住居を喪失又はその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を家主等に直接支給します。

相談受付時間 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 9時～17時

問合せ

生活自立・仕事相談センター(各区福祉課内)

各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は14ページに記載しています。



給付 傷病手当金

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者で、令和2年1月1日～9月30日に新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱などの症状で感染が疑われ、会社等を休んだことで給与収入が得られなかった方を対象に、傷病手当金を支給します。

問合せ | 各区保険年金課 各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は14ページに記載しています。

給付 子育て世帯・ひとり親家庭等への臨時特別給付金

No.	種別	対象	手当額	振込日	問合せ
①	子育て世帯	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付を除く)を受給している方	対象児童1人1万円	6/10(水)	子育て支援政策課 TEL 829・1270、FAX 829・1960
②	ひとり親家庭等	令和2年4～6月分の児童扶養手当を受給している方 ※全額停止の方を除きます。	1世帯3万円	5/29(金) ※6月分からの受給者には、6月以降順次振り込みます。	

※いずれも申請は不要です。なお、①で公務員の方は申請が必要です。

貸付 生活福祉資金貸付制度における特例貸付

休業等により収入が減少した世帯を対象に、貸付制度の特例措置を実施しています。

※感染拡大防止のため、電話で相談を受け付けています。また、貸付の審査、決定には一定の期間を要します。
なお、貸付できない場合もあります。

予約受付時間 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 9時～16時

問合せ

市社会福祉協議会(予約専用電話) TEL 827・3005、FAX 835・5282



猶予・減免 市税、各種保険料、公共料金などの猶予・減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、納付や支払いが難しいときは、申請などによって減免等を受けられる場合があります。

種別	内容	問合せ
市税等	事業等に係る収入が大幅に減少(前年同期比で概ね20%以上)するなど一定の要件を満たした場合、無担保かつ延滞金なしで、1年間徴収猶予します。	各市税事務所納税課 北部TEL 646・3081、FAX 646・3121 南部TEL 829・1732、FAX 829・1964
国民健康保険税	一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免します。 ※窓口の混雑を避けるため、郵送で受け付けを行う予定です。	各区保険年金課 ※各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は14ページに記載しています。
後期高齢者医療保険料	一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免・納付猶予します。	
国民年金保険料	次の全てを満たす方を対象に、免除・納付猶予します。 ▶令和2年2月以降に収入が減少した ▶令和2年の所得が、全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例に該当する水準になることが見込まれる ※申請には所得の申立書(臨時特例用)の添付が必要です。また、学校側の都合で在学証明書などが添付できない場合でも、学生納付特例の申請を受け付けます。	各年金事務所 大宮TEL 652・3399 浦和TEL 831・1638 春日部TEL 737・7112 各区保険年金課 ※各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は14ページに記載しています。
介護保険料	事業収入等が減少(前年の30%以上)するなど、一定の要件を満たす方を対象に、減免・納付猶予します。	各区高齢介護課 ※各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は14ページに記載しています。
水道料金・下水道使用料	支払いが困難な場合は、支払いを猶予します。	水道局電話受付センター TEL 665・3220、FAX 665・5536 各水道営業所 北部TEL 714・9905、FAX 653・0089 南部TEL 714・9915、FAX 832・2899
その他の公共料金	支払いが困難な場合は、各事業者へ相談してください。	各電気・ガス・電話など加入・契約している事業者

市報さいたま 6月号に掲載しているイベント情報などは、新型コロナウイルスの影響により、変更となる場合があります。詳しくは、市ホームページ又は各問合せへ。

事業者向け 中小企業などの経営等にお困りの方

助成 各種助成金

種別	内容	問合せ
小規模企業者・個人事業主給付金	市内の小規模企業者・個人事業主で、売上が減少している事業者を対象に、10万円を支給します。 申請期限/8月28日(金)	産業展開推進課 ☎829・1349、FAX 829・1944
生産性革命支援補助金	国が行う「ものづくり補助金」、「IT導入補助金」、「小規模事業者持続化補助金」の交付を受ける市内の事業者を対象に、自己負担額の一部を補助します。また、「ものづくり補助金」の獲得に向け、支援を受けた事業者を対象に、経費の一部を補助します。	経済政策課 ☎829・1362、FAX 829・1944
医療用物資等の開発・製造補助金	ガウンやフェイスシールドなどの医療用物資代替品を開発・製造する市内の事業者を対象に、経費の一部を補助します。	産業展開推進課 ☎829・1371、FAX 829・1944
持続化給付金	感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者を対象に、事業全般に広く使える給付金を支給します。	持続化給付金事業コールセンター ☎0120・115・570【8時30分～19時】
雇用調整助成金(特例)	事業者が労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。※雇用調整助成金の申請費用を補助します。詳しくは、14ページをご覧ください。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120・60・3999 ハローワーク 大宮 ☎667・8609、浦和 ☎832・2461
埼玉県中小企業・個人事業主支援金	県内の中小企業・個人事業主で、県内の事業所を休業している事業者を対象に、支援金を支給します。	中小企業等支援相談窓口 ☎0570・000・678【9時～18時】

相談・融資 経営・金融特別相談窓口

新型コロナウイルスに関する事業者向けの相談受付や金融支援を行っています。また、中小企業者の資金繰り支援のため、緊急特別資金融資やセーフティネット保証・危機関連保証認定申請を受け付けています。

相談受付時間 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 8時30分～17時

問合せ | (公財)市産業創造財団 経営相談(事前予約制) ☎851・6652、FAX 851・6653
金融相談 ☎851・6391、FAX 851・6392



テイクアウト・デリバリーを推進しています



#StayHomeさいたま

地元で消費!さいたまグルメをデリバリー・テイクアウトしてお家で楽しもう!

市内でデリバリーやテイクアウトなどを取り扱っている飲食店の情報を集めて、一覧で掲載しています。

☎<https://www.stib.jp/stayhome-saitama.shtml>

問合せ | さいたま観光国際協会
☎647・1021、FAX 647・0126

からだを動かしましょう



外出自粛により、運動する機会が少なくなっています。心身の健康のため、自宅などでの適度な運動を心掛けましょう。

高齢者向けの健康づくりは、10ページをご覧ください。

DVや高齢者虐待などに関する相談窓口があります

家庭にいる時間が増えることで、DV被害などの増加が懸念されています。相談は通常どおり実施しています。

女性のDV電話相談 ☎762・3880

相談受付時間 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 10時～17時

高齢者虐待の通報・相談窓口

各区高齢介護課

各シニアサポートセンター(地域包括支援センター)

※各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は14ページに記載しています。シニアサポートセンターについては、市ホームページをご覧ください。

埼玉県虐待通報ダイヤル ☎#7171

その他の相談については、28ページをご覧ください。

新型コロナウイルスに関する最新情報は、
市ホームページをご覧ください。



詳しくは、危機管理課(☎829・1125、FAX 829・1936)へ。

5月15日時点の情報をもとに作成しています。